



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 タケエイ
代表者名 代表取締役社長 山口 仁司
(コード： 2151 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 興石 浩
(TEL 03-6361-6820)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更を行なうことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、定款の一部変更につきましては、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 40 期定時株主総会において正式に決定する予定です。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されたこと~~に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)第 2 項及び第 40 条(監査役の責任免除)第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(監査役の責任免除) 第 40 条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外監査役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>監査役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年6月 24 日
同上

以上